

輪島市監査公表第 28号

地方自治法第199条第4項の規定により執行した監査の結果について、
同条第9項の規定に基づき次のとおり公表します。

平成23年11月18日

輪島市監査委員 湊 良 作

輪島市監査委員 中 山 勝

定期監査結果報告

1 監査の種類

地方自治法第199条第4項の規定に基づく監査

2 監査実施日及び監査対象課

平成23年10月27日（木） 健康推進課

3 監査を実施した監査委員

輪島市監査委員 湊 良 作

4 監査の範囲及び方法

監査対象課の財務に関する事務の執行が適切かつ公正で効率的に行われているかについて監査を行うものである。

今回はあらかじめ提出を求めた平成23年度の監査資料（平成23年4月から9月まで）に係る事務事業全般及び平成22年度以降分の備品購入費並びに備品台帳を対象として担当職員から説明を聴取して実施した。

また、行政監査の視点に立った監査もあわせて実施した。

5 監査の結果等

監査した財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。監査対象課に対しては、執行時に次のとおり意見を述べさせていただいたことを申し添える。

- 説明の聴取により、市民の健康推進、長寿支援、介護保険、地域包括支援等多岐多様の業務を兼務職員が多い中、課内が意思疎通一丸となり施策の展開や業務内容に工夫されていることが伺える。
- 高齢化社会が進んでいく中、介護予防・支援事業においては、様々な事業を展開されているが事業の実施について広報等でさらに周知するとともに、その事業の実施が市民の生涯にわたる介護予防や相談支援及び健康維持につながるよう、より一層努力を願う。
- こころの相談事業については、石川県内でも自殺者が少なくないということから、心の教育として「命のたいせつさ」をテーマとし、小・中学生対象に講演を計画されていると聞く。身体ばかりではなくこころの健康にも指導していただくよう望む。

なお、口頭で指示した軽微な事項については記述を省略する。

定期監査結果報告

1 監査の種類

地方自治法第199条第4項の規定に基づく監査

2 監査実施日及び監査対象課

平成23年10月27日（木） 福祉課

3 監査を実施した監査委員

輪島市監査委員 湊 良 作

4 監査の範囲及び方法

監査対象課の財務に関する事務の執行が適切かつ公正で効率的に行われているかについて監査を行うものである。

今回はあらかじめ提出を求めた平成23年度の監査資料（平成23年4月から9月まで）に係る事務事業全般及び平成22年度以降分の備品購入費並びに備品台帳を対象として担当職員から説明を聴取して実施した。

また、行政監査の視点に立った監査もあわせて実施した。

5 監査の結果等

監査した財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。監査対象課に対しては、執行時に次のとおり意見を述べさせていただいたことを申し添える。

○福祉課の業務は、生きてから、生涯を閉じるまでの多岐・多様に渡る生活支援施策を担っており、限られた職員で工夫を凝らし業務を遂行されていることが伺える。経済不況による所得の減少や失業者の増加が見込まれる中、保育料の滞納や生活保護世帯も少なからず増加することも考えられる。地域福祉計画を策定中で「住民のニーズも把握し、現状と課題を踏まえて充実した福祉行政としたい」とのことであり、障害者の福祉、民生委員の運営、社会福祉協議会との連携、生活保護、保育所の管理等、住民福祉向上のため十分に機能を発揮され、更なる充実を図られたい。

また、一部において次のとおり改善や検討及び適正処理を要する事項が見受けられた。

なお、口頭で指示した軽微な事項については記述を省略する。

(指摘事項)

①保育料について

保育料の滞納が毎年課題となっている。致し方ない部分もあると思うが、今年度導入された滞納システム等を活用し、再度、保育料納付を促し早期回収及び新たな滞納防止に努められたい。

定期監査結果報告

1 監査の種類

地方自治法第199条第4項の規定に基づく監査

2 監査実施日及び監査対象課

平成23年10月27日（木） 税務課

3 監査を実施した監査委員

輪島市監査委員 渕 良 作

4 監査の範囲及び方法

監査対象課の財務に関する事務の執行が適切かつ公正で効率的に行われているかについて監査を行うものである。

今回はあらかじめ提出を求めた平成23年度の監査資料（平成23年4月から9月まで）に係る事務事業全般及び平成22年度以降分の備品購入費並びに備品台帳を対象として担当職員から説明を聴取して実施した。

また、行政監査の視点に立った監査もあわせて実施した。

5 監査の結果等

監査した財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。監査対象課に対しては、執行時に次のとおり意見を述べさせていただいたことを申し添える。

○税務課の一番の課題は、多額の滞納繰越額の解消かと思われる。

今年度から、国民健康保険税の納期を納税者の税負担を鑑み、納期数を8回から12回とするなど、滞納解消策の努力が伺われる。滞納システムも導入され、「市税や使用料・手数料など全科目の滞納状況が一目瞭然である」とのことから、滞納に至った経緯や債務者の状況を踏まえ、他課の情報を迅速に收受し、不納欠損とならないよう早期回収に努め、滞納整理を積極的に取り組んでいただきたい。

また、債権の回収については、督促・催告や法的措置などを取り入れ、納税対策室を中心に他課との連携を図り、適正な債権管理の充実を期待する。

なお、口頭で指示した軽微な事項については記述を省略する。